

加賀市建設工事の競争入札における最低制限価格設定要領

平成 26 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、加賀市財務規則（平成 17 年加賀市規則第 35 号）第 126 条（第 135 条において準用する場合を含む。）の規定による建設工事の競争入札について最低制限価格の設定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設定対象)

第 2 条 本市における最低制限価格の設定対象は、次の各号に該当する一般競争入札及び指名競争入札に適用する。

- (1) 工事又は製造の請負の契約において、設計金額が 130 万円を超える工事
- (2) 業務の契約において、設計金額が 50 万円を超える樹木、芝等の管理業務のうち、建設工事と同等の設計書を有する街路樹剪定・管理業務及び公園等剪定・管理業務

(最低制限価格の算出方法)

第 3 条 最低制限価格の算出方法は、次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が設計価格に 10 分の 9.2 を乗じた額を超える場合は、設計価格に 10 分の 9.2 を乗じた額とし、設計価格に 10 分の 7.5 を乗じた額に満たない場合は、設計価格に 10 分の 7.5 を乗じた額とする。

- (1) 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

2 特別なものについては、第 1 項の規定にかかわらず、10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 の範囲内の割合を設計価格に乗じた額とする。

(周知・公表)

第 4 条 入札執行前に、最低制限価格を設定することを入札参加者に周知することとする。
2 最低制限価格は、当該契約の締結後に、閲覧その他の方法により公表するものとする。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に入札公告又は入札執行通知を行う工事又は製造の請負の契約から適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に入札公告又は入札執行通知を行う契約から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に入札公告又は入札執行通知を行う契約から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に入札公告又は入札執行通知を行う契約から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に入札公告又は入札執行通知を行う契約から適用する。